増加スルト共ニ従来ノ割増金ハ年金実施前ノ
掛金トシ（年金加入者ニ限ル）カ基スト

五、廃疾年金及同一時金ハ現行ニ比シテ増加ノ程度
ニ止マル

六、年金実施ト共ニ掛金増加ハ20/100トスルト

七、退職手當並退職金ト扶助金ハ大正九年以降廿五年
年ヲ有スル者ト

右各項ニ付説明アリ異議ナク可決セラル

(4)、日給低下反対ノ件
昨年ニ比シ二分ノ減給トシテ居ルハ甚ダ迷惑テアルト
説明シ之カ反対ノ陳情ヲ異議ナク可決

(5)、年末年始ノ陸軍特殊ノ休日ヲ日給者全額支
給ノ件

本件ニ対シ当局ハ出来ヌト云フ見解ヲ取リ居ルカ職
工ノ生活状態ヲ見ラザルモ甚シイト述ベ要求ノ貫
徹ヲ期シ居レリト陳ヘ異議ナク可決

(6)、任意退職者ニ勤続賞与十分ノ八支給ノ件

(7)、傳染病予防ノ為工廠構内近傍日傭検査ノ
ノ件

右両案ニ説明シ異議ナク可決

午後八時五十分無事大会ヲ閉ヅ